

愛知県立名古屋特別支援学校医療的ケア実施要項

1 目的

医師の指導のもと、保護者が家庭で行っている日常生活に必要な医療的な生活援助行為（以下「医療的ケア」という）を、学校看護師（以下「看護師」という）が行うことで、児童生徒にとって安全な学習環境を整えるとともに、児童生徒の自立の促進、健康状態の維持・増進を図ることを目的とする。

2 医療的ケアの内容

(1) 学校で実施する医療的ケアは、以下のとおりとする。

① 痰の吸引 ② 経管栄養 ③ 導尿

④ その他「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」で協議・承認され校長が認めた行為

(2) 学校での医療的ケアは、医療機関としてのケアではなく、教育機関での生活支援として実施する。本人の健康状態が不安定で学習活動に参加できない場合は、実施しない。

3 対象児童生徒

本校の医療的ケアを受ける児童生徒は、学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、保護者から医療的ケア実施の申請があり、校長が医療的ケアの実施を決定した者に限る。

4 看護師の職務等

看護師は、校長が承認した児童生徒に対して医療的ケアを実施するとともに、学校の教育活動全体を通じ、健康面・衛生面等の指導の補助、緊急時の対応、教員への助言を行う。

5 医療的ケア委員会及び医療的ケアコーディネーターの設置

(1) 校長は、医療的ケアを円滑に実施するため、医療的ケア委員会（以下、医ケア委員会という）及び医療的ケアコーディネーターを置く。

(2) 医ケア委員会の委員は、校長、教頭、部主事、保健主事、看護師、養護教諭、医療的ケアコーディネーター、その他校長が認めた者（当該児童生徒の担任教諭等）とする。また、必要に応じて、学校医、医療的ケア指導医（以下「指導医」という）に参加を依頼し、助言を受ける。

(3) 校長は、医ケア委員会を開催し、校内の医療的ケアについて協議・報告・調整を行う。

6 実施までの手順

【事前説明】

(1) 学校看護師による医療的ケアを希望する児童生徒の保護者に対して、医療的ケアコーディネーターが中心となって、医療的ケアの手続きや実施体制等について事前に説明を行う。

(2) 医療的ケアの変更や手技の追加がある場合、保護者はその都度申請書を提出し、新規と同様の手続きを行う。ただし、手技に変更がなく、実施時間や量、医薬品等の変更のみの場合は、主治医等による研修の必要性について、指導医の了承が得られれば主治医等による研修を省略し、医ケア委員会で校長の承認の上、実施する。

【実施申請書】

(3) 保護者は事前説明の内容を了承の上、申請書を校長に提出する。

【診療情報提供書及び診療状況を示す文書（指示書）】

(4) 医ケア委員会で保護者からの申請書を協議し、校長が実施を決定した場合は、保護者に主治医の診療情報提供書及び診療状況を示す文書（指示書）の依頼をする。また、看護師による主治医前研修の日程の調整を依頼する。

(5) 保護者は、主治医に診療情報提供書及び診療状況を示す文書（指示書）の記入を依頼し、校長に提出する。

【個別マニュアル】

(6) 看護師は、提出された指示書に基づいて保護者が行う医療的ケアを見学し、医療的ケアの手順や本人への配慮事項を確認するとともに、個別マニュアルを作成する。

【主治医等による研修】

- (7) 校長は、医療的ケアに関して、主治医または指導医に看護師への指導を依頼する。
- (8) 看護師は、個別マニュアルに基づき、保護者、担任、養護教諭とともに主治医の研修を受ける。主治医が認める場合は、指導医による研修とすることもできる。
- ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該児童生徒の状態やケアの内容に変更がない場合は、この限りではない。

【伝達研修】

- (9) (8)において、痰の吸引、経管栄養及び導尿の他、医療的ケアの手技等が比較的安かつ円滑に実施できると主治医又は主治医が認めた指導医が認めた場合は、主治医又は主治医が認めた指導医による研修を受けた看護師が、新たに医療的ケアを実施しようとする看護師に対して、校内で伝達研修を実施する。
- この場合の研修は、校長が判断し、保護者の立ち会いがなくても研修をすることができる。
- (10) 痰の吸引、経管栄養及び導尿の他、医療的ケアの手技等が比較的安かつ円滑に実施でき、次の3点を満たす場合、研修をすることなく医療的ケアの試行を実施できるものとする。
- ① 主治医及び指導医が研修の必要がないと認めた場合
 - ② 保護者及び看護師からの研修の希望がない場合
 - ③ 校長が研修の必要がないと判断した場合
- ただし、この場合は、直近の指導医訪問で看護師による手技等を指導医が確認することとする。

【医療的ケアの試行】

- (11) 伝達研修を受けた看護師は、保護者立ち会いのもと当該児童生徒に対する医療的ケアを試行し、手技の確認を受ける。ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該児童生徒の状態やケアの内容に変更がなければ、この限りではない。

【決定通知書】

- (12) 校長は、医ケア委員会で試行状況を確認し、協議の上実施の可否を決定し、保護者に決定通知書で通知するとともに、同意書を渡す。

【同意書】

- (13) 保護者は、決定通知書を受けた後、医療的ケア実施についての同意書を校長に提出する。
- (14) 校長は、保護者の同意が得られた看護師に対して、医療的ケアの実施を命ずる。

7 医療的ケアの実施

- (1) 保護者は、当該児童生徒の医療的ケア実施日には、医療的ケア実施の可否を判断し、連絡票に必要事項を記入の上、登校時に付き添い職員に提出する。
- (2) 担任は、看護師または養護教諭とともに当該児童生徒の連絡票を確認し、医療的ケアを実施する前に健康状態に異常があると思われる場合は、保護者に連絡して指示を受ける。
- (3) 看護師は、医療的ケア実施中に異常が認められたときは、医療的ケアを中止して担任及び養護教諭に連絡する。担任または養護教諭は、保護者に連絡するとともに主治医の指示に基づく緊急対応を行う。
- (4) 看護師は、個別ケアマニュアルに基づき医療的ケアを実施するとともに、実施後は連絡票に必要事項を記入の上、返却する。
- (5) 連絡票は学期ごとに回収し学校で保存する。保護者が家庭で保存を希望する場合は、コピーを渡し、原本を学校で保存する。

8 教育委員会への報告

校長は、各学期の終了後すみやかに、当該学期までの医療的ケアの実施状況について、医療的ケア実施状況報告書（様式1）により、教育委員会に報告する。

校長は、学校で新たに医療的ケア実施要項を定めた場合又は医療的ケア実施要項を改正した場合は、すみやかに医療的ケア実施要項を教育委員会に提出する。

9 経費の負担

保護者は、主治医の看護師に対する指導等に係る費用及び文書料等を負担するとともに、医療的ケアの実施に必要な器具や衛生材料等を学校に持参する。

10 文書管理

医療的ケアに関する文書の保存年限は愛知県教育委員会の指定（5年保存）による。

11 実施細則

この要項の実施に関し必要な事項は、細則に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、令和元年11月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。